

# 交通局「週休2日制確保試行工事」実施要領

## 1 目的

将来に渡り社会資本を安定的に整備・維持管理していくためには、建設業界の若手技術者を確保・育成していくことが重要であり、建設現場において、土日を休日とする「完全週休2日制」の実現に向けた段階的な施策展開を図っていくことが求められている。

本要領は、「完全週休2日制」の実現を目指して試行する、週休2日制確保試行工事（以下「試行工事」という。）の実施の流れ、提出資料等を定めたものである。

## 2 試行対象工事

すべての土木工事を対象とする。ただし、以下いずれかに該当する工事は対象外とすることができる。

- (1) 対象期間（本要領3（2）参照）が1か月（約30日）未満の工事
- (2) 単価契約工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- (3) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

例① 災害復旧工事

例② 供用時期が公表されている工事

- (4) 施工時間や施工方法の制約が予想される工事

例① 通学時間帯の中断等、地域社会からの要望が予想される工事

例② 施設管理者等との協議によって対策が予想される工事

- (5) 営業線内での工事

例① お客様対応または駅業務上早期に対応が必要な工事

例② 列車運行の安全確保のため早期に対応が必要な工事

- (6) 異種（建築・電気・機械）と合併起工する工事

なお、受注者は、試行工事を希望しない場合、現場施工に着手する（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始される）日（以下「現場着手日」という。）までに、希望しない旨を理由を付して総括監督員に報告（別添1参照）する。

## 3 週休2日の考え方

- (1) 週休2日とは対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

- (2) 対象期間とは、現場着手日から工事完了届日までの期間をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇5日間※1、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外と認める期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間等）は含まない。

- (3) 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場所を除き、現場事業所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (4) 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。
- (5) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

※1 夏季休暇の考え方については、事務連絡（平成30年8月2日付）「夏季休暇期間」の適用について（参考送付）のとおりとする。

#### 4 工期の変更

工期の変更理由が以下の①～③に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。

- ① 契約内容と異なる事項等が発生し、工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ③ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

#### 5 積算方法

##### (1) 書類作成費用

週休2日制確保試行工事に伴う書類の作成費用を積算する場合は、現場閉所率に応じて補正する経費に含まれるため、別途計上は行わない。

##### (2) 経費の補正

現場閉所状況が4週6休以上（現場閉所率21.4%以上）の場合は、現場閉所率に応じて、間接工事費（共通仮設費率及び現場管理費率）を補正し、直接工事費及び共通仮設費（積上分）に計上される単価のうち労務費、機械賃料、土木工事標準単価に対して週休2日の補正を適用した単価を計上する。

なお、「土木工事標準単価」については、「建設物価（土木コスト情報）」及び「積算資料（土木施工単価）」に掲載の単価を使用しており、補正済み単価（同工種）が物価資料（「建設物価（土木コスト情報）」、「積算資料（土木施工単価）」）の両方に掲載されている場合は、その平均価格（有効数字3桁とし、4桁以下は切り捨て）とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価（有効数字3桁とし、4桁以下は切り捨て）とする。

※2 現場閉所率の算出に当たっては、別添6を参考とすること。

##### ① 4週8休以上（現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上）

- ・ 共通仮設費率 1.04
- ・ 現場管理費率 1.06
- ・ 労務費 1.05
- ・ 機械賃料 1.04

## ②4週7休以上4週8休未満

(現場閉所率が25.0%(7日/28日)以上28.5%未満)

- ・ 共通仮設費率 1.03
- ・ 現場管理費率 1.04
- ・ 労務費 1.03
- ・ 機械賃料 1.03

## ③4週6休以上4週7休未満

(現場閉所率が21.4%(6日/28日)以上25.0%未満)

- ・ 共通仮設費率 1.02
- ・ 現場管理費率 1.03
- ・ 労務費 1.01
- ・ 機械賃料 1.01

## 6 工事成績評定

4週8休以上の現場閉所を実施した場合は、「創意工夫と熱意」の項目で加点対象として評価する。

なお、週休2日を実施できなかった場合であっても、工事成績の減点は行わない。

## 7 業務の流れ

### (1) 試行工事発注時

発注者は、本要領2により試行工事を選定した上で、起工書、案件公表時の記載及び特記仕様書に当該工事が試行工事である旨を記載する。(別添2参照)

### (2) 試行工事契約時

発注者は、試行工事の実施について、受注者の意向を確認する。受注者より、試行工事を希望しない旨の報告を受けた工事については、受注者は以降の「7 業務の流れ」に記載の義務を負わない。

### (3) 試行工事施工時

- ① 受注者は、別添3を参考として、広報板に「週休2日制確保試行工事」である旨を記載する。
- ② 受注者は、工事着手後、別添4を参考とし、現場閉所の計画が確認できる「現場閉所計画書」(以下「計画書」という。)を現場事務所長へ報告する。(報告様式は受注者等提出書類処理基準・同実施細目(東京都交通局)統一26様式(以下「統一26様式」という。)による。)この計画書の提出は、月単位を原則とし、提出期限は、当初月は現場着手日までに、それ以降は翌月の作業開始前までとする。また、当初月には、現場着手日を明示する。
- ③ 監督員は、計画書の報告を受け、現場閉所の計画を確認する。

- ④ 受注者は、現場閉所を行うにあたっては、別添5を参考とし、「現場閉所届（休工届）」を監督員へ提出する。監督員は、「計画書」をもとに、計画的に現場閉所されているかを確認する。ただし、休日（平成元年東京都条例第10号第1条第1項に規定する東京都の休日）及び夏季休暇期間の場合は「休暇等の工事施工届」が提出されていない場合は、現場閉所と判断する。

（参考）提出書類と現場閉所日・作業日区分

	平日	休日
現場閉所日	現場閉所届を提出	提出書類なし
作業日	提出書類なし	休日等の工事施工届

なお、現場閉所届は、事前提出を原則とするが、予定外の現場閉所日についてはこの限りではない。

（4） 試行工事完了後

受注者は、工事完了後速やかに、別添6を参考とし、現場閉所の結果が確認できる「現場閉所報告書」を作成し、発注者へ報告する（報告様式は「統一26様式」）。

（5） 設計変更

発注者は、現場閉所の実施結果等の取り組みを確認した上で、「5 積算方法」のとおり、変更契約時に計上する。

## 8 留意事項

- （1） 発注者は、受注者より提出された「計画書」及び「現場閉所届（休工届）」をもとに、取組みを確認する。
- （2） 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所日の前日等、現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わない。
- （3） 発注者における現場閉所状況の確認については、各試行工事単位で行うものとする。

## 9 適用

この要領は、令和2年4月1日以後に起工し、公告等を行う案件に適用する。

(参考) 休日について

○ 東京都の休日に関する条例

平成元年三月一七日

条例第一〇号

東京都の休日に関する条例を公布する。

東京都の休日に関する条例

(東京都の休日)

第一条 次に掲げる日は、東京都の休日とし、東京都の機関の執務は、原則として行わないものとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 前項の規定は、東京都の休日に東京都の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

(平四条例一二三・一部改正)

統一26

文書番号 (工事番号)	
<div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <span style="font-size: 2em;">(</span> <span style="font-size: 2em; font-weight: bold;">協 議</span> <span style="font-size: 2em;">)</span> </div> <div style="margin: 0 10px; font-size: 2em; font-weight: bold;">書</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <span style="font-size: 2em;">(</span> <span style="font-size: 2em; font-weight: bold;">報 告</span> <span style="font-size: 2em;">)</span> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: flex-end; margin-top: 20px;"> <span style="margin-right: 20px;">年</span> <span style="margin-right: 20px;">月</span> <span>日</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <span>各現場事務所長</span> <span>殿</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; margin-top: 20px;"> <span>住所</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; margin-top: 10px;"> <span>受注者</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; margin-top: 10px;"> <span>氏名</span> <span style="margin-left: 10px;">(法人の場合は 名称及び代表者の氏名)</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> <span>現場代理人氏名</span> <span>印</span> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p>下記工事について、特記仕様書 ○○条 に基づき <span style="font-size: 2em;">(</span> <span style="font-size: 2em; font-weight: bold;">協 議</span> <span style="font-size: 2em;">)</span> <span style="font-size: 2em;">(</span> <span style="font-size: 2em; font-weight: bold;">報 告</span> <span style="font-size: 2em;">)</span> します。</p> </div>	
文書番号 (契約番号)	
工 事 件 名	
工 事 場 所	
<div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="margin-right: 10px;"> <span style="font-size: 2em;">(</span> <span style="font-size: 2em; font-weight: bold;">協 議</span> <span style="font-size: 2em;">)</span> <span style="font-size: 2em;">(</span> <span style="font-size: 2em; font-weight: bold;">報 告</span> <span style="font-size: 2em;">)</span> </div> <div> <p>内容</p> <p>本工事においては、(…理由…)のため、「週休2日制確保試行工事」を実施いたしません。 (交通局「週休2日制確保試行工事」実施要領2により、報告します。)</p> </div> </div>	

監理業務受託者		担当者名	印
---------	--	------	---

記載例

1 起工書への記載

起工書の「その他」に「週休 2 日制確保試行工事」であることを記載。

2 案件公表時の記載

発注予定表において、「発注予定備考」欄等に以下のように記載するとともに、別紙 1 を添付する。

本工事は、「週休 2 日制確保試行工事」である。

3 特記仕様書記載例

(1) 本工事は、「週休 2 日制確保試行工事」の対象案件である。

(2) 試行にあたっては、『交通局「週休 2 日制確保試行工事」実施要領』(以下「要領」という。)に基づき行う。要領は、東京都交通局ホームページから入手できる。

(<https://www.kotsu.metro.tokyo.jp/about/contract/construction/>)

(3) 受注者は、週休 2 日制試行工事を希望しない場合、現場着手前に、希望しない旨の理由を付して発注者に報告する。(要領 2 参照)

記載例

(1) 広報板A型、B型の場合（2箇所に記載）

・表題の直下

〇〇駅 エレベーター設置工事のお知らせ  
週休2日制確保試行工事

・最下段

本工事は、建設現場の「週休2日制」確保に向けて  
試行する「週休2日制確保試行工事」です。

(2) その他の広報板もしくは工事看板等（1箇所に記載）

・表題の直下

〇〇駅 エレベーター設置工事のお知らせ  
週休2日制確保試行工事

(3) 広報板等を掲示できない場合

「建設業の許可票」「労災保険関係成立票」「建退共加入者証」「施工体系図」等、関係法令等に則り工事現場に掲示しなければならない標識と一緒に「週休2日制確保試行工事」を掲載すること。





文書番号  
(工事番号)

現場閉所届(休工届)

年 月 日

各現場事務所長 殿

住所

受注者

氏名 (法人の場合は  
名称及び代表者の氏名)

現場代理人氏名 印

下記のとおり交通局「週休2日制確保試行工事」実施要領7(3)④により届け出ます。

文書番号 (契約番号)	
工事件名	
工事場所	
現場閉所 (休工) 年 月 日	

監理業務受託者		担当者名	印
---------	--	------	---

例) 【現場閉所報告書】 ○○年度 ○○工事 (工期) ○○○○月○日 ~ ○○○○年○月○日

別添6

① 対象期間内日数 322 日

4週8休相当以上 ② ≥92 (=①×0.285)	4週7休相当 ② ≥81 (=①×0.250)	4週6休相当 ② ≥69 (=①×0.214)
---------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

② 現場閉所日数 96 日

右表より、4週8休相当以上となる

※ 必ず検算すること

※ 入力月が12か月を超える場合は、行追加やシート追加等を適切に行い、

本工事全体での①から③の合計日数を報告すること

種別凡例は別添4参照

平成31年4月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	実施要領3における 対象期間日数 28 現場閉所日数 11	
	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		
	期間種別			工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工		
	作業・閉所種別			作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	作	休	作	作	作	作	作	作	休	休	作	天	天	作	休	休	休		
令和元年5月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 31 現場閉所日数 10
	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	
	作業・閉所種別	休	休	休	休	休	休	作	作	作	作	作	休	作	作	作	天	作	作	休	作	作	作	作	作	作	休	作	作	作	作		
令和元年6月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	実施要領3における 対象期間日数 30 現場閉所日数 11	
	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工		
	作業・閉所種別	休	休	作	作	作	作	作	作	休	作	作	作	天	作	作	休	作	作	天	作	作	作	作	休	作	作	天	天	休	休		
令和元年7月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 16 現場閉所日数 3
	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
	期間種別	工	工	工	工	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工		
	作業・閉所種別	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	休	休	作	作	作	作	作	作	休	作	作	作	作	作	休	作	作		
令和元年8月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 26 現場閉所日数 8
	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	夏	工	工	工	夏	夏	夏	夏	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工		
	作業・閉所種別	作	作	作	休	作	作	作	作	休	休	休	休	休	休	休	休	休	作	作	作	作	作	作	作	休	作	作	作	作	休		
令和元年9月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	実施要領3における 対象期間日数 14 現場閉所日数 5	
	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中		
	作業・閉所種別	休	作	作	作	天	天	作	作	作	作	作	休	休	休	休	作	作	作	作	作	休	休	休	作	作	作	作	作	休	作		
令和元年10月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 31 現場閉所日数 6
	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工		
	作業・閉所種別	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	休	作	作		
令和元年11月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	実施要領3における 対象期間日数 30 現場閉所日数 8	
	曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工		
	作業・閉所種別	作	作	作	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	天	天	作	休	作	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作		
令和元年12月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 28 現場閉所日数 8
	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	年	年	年	
	作業・閉所種別	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	休		
令和2年1月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 28 現場閉所日数 6
	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
	期間種別	年	年	年	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工		
	作業・閉所種別	休	休	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	休	作	作	作	作	作	作	作	作		
令和2年2月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	実施要領3における 対象期間日数 29 現場閉所日数 11		
	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工		工	
	作業・閉所種別	休	休	作	作	作	作	休	休	作	休	作	天	作	作	休	作	作	作	作	作	作	休	休	作	天	作	作	作	作			
令和2年3月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 31 現場閉所日数 9
	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工		
	作業・閉所種別	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	天	作	作	休	作	作	作	作	作	作	作	休	作	天	作	作	作	休	休	作		

## 週休2日の考え方 例示

例1 週休2日制確保試行工事における対象期間とは、現場着手日から工事完了日までの期間

対象期間内																	
準備期間				実作業												後片付け	
作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休
5	2	4	4	4	3	5	2	6	2	6	2	3	1	4	1	3	
工事着手年月日	現場着手日	実作業着手日（直接工事費の項目の現地着手）												後片付け着手日	工事完了日		

① 対象期間内 = 50 日  
 ② 現場閉所日数 = 15 日  
 右表より、4週8休相当以上となる

4週8休相当以上	4週7休相当	4週6休相当
② ≥ 15	② ≥ 13	② ≥ 11
= ① × 0.285	= ① × 0.250	= ① × 0.214

例2 年末年始6日間と夏季休暇5日間を除く

対象期間内				夏季休暇		対象期間内											
準備期間				実作業												後片付け	
作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休
5	2	4	4	4	5	5	2	6	2	6	2	3	1	4	1	3	
工事着手年月日	現場着手日	実作業着手日（直接工事費の項目の現地着手）												後片付け着手日	工事完了日		

① 対象期間内 = 47 日  
 ② 現場閉所日数 = 12 日  
 右表より、4週7休相当となる

4週8休相当以上	4週7休相当	4週6休相当
② ≥ 14	② ≥ 12	② ≥ 11
(= ① × 0.285)	(= ① × 0.250)	(= ① × 0.214)

例3 工場製作期間がある場合は、対象期間内から除く

工場製作期間				対象期間内														
準備期間				実作業											後片付け			
作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業
5	2	4	4	4	3	5	2	6	2	6	2	3	1	4	1	3		
工事着手年月日	現場着手日		実作業着手日（直接工事費の項目の現地着手）														後片付け着手日	工事完了日

① 対象期間内 = 35 日  
 ② 現場閉所日数 = 8 日  
 右表より、4週6休相当となる

4週8休相当以上	4週7休相当	4週6休相当
② ≥ 10	② ≥ 9	② ≥ 8
(=① × 0.285)	(=① × 0.250)	(=① × 0.214)

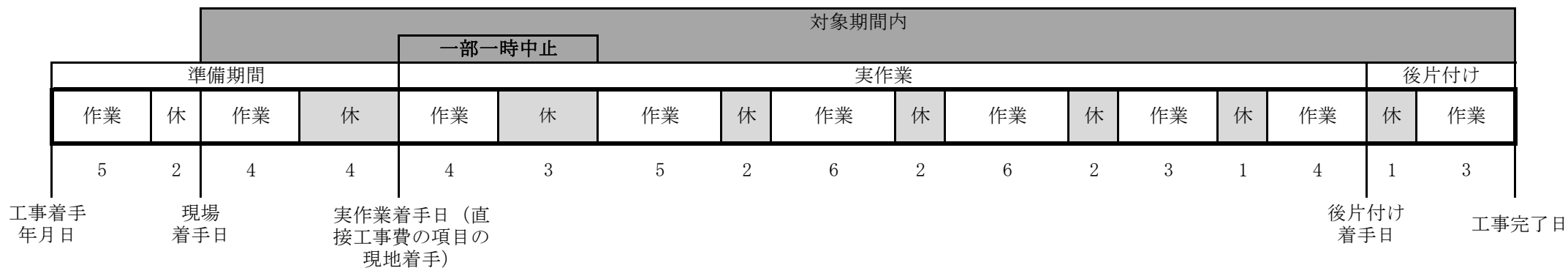
例4 全部中止期間は、対象期間内から除く

対象期間内				全部中止			対象期間内											
準備期間				実作業											後片付け			
作業	休	作業	休	休			作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	
5	2	4	4	7			5	2	6	2	6	2	3	1	4	1	3	
工事着手年月日	現場着手日		実作業着手日（直接工事費の項目の現地着手）														後片付け着手日	工事完了日

① 対象期間内 = 43 日  
 ② 現場閉所日数 = 12 日  
 右表より、4週7休相当となる

4週8休相当以上	4週7休相当	4週6休相当
② ≥ 13	② ≥ 11	② ≥ 10
(=① × 0.285)	(=① × 0.250)	(=① × 0.214)

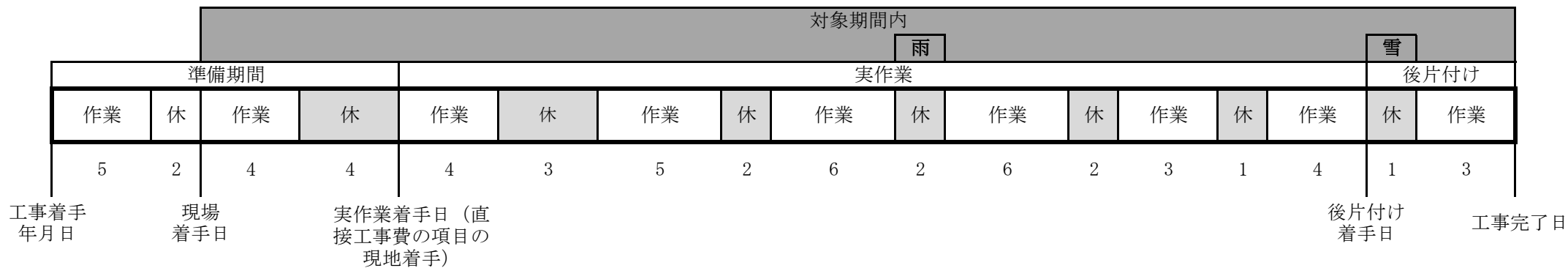
例5 一部一時中止期間は、対象期間内に入れる



① 対象期間内 = 50 日  
 ② 現場閉所日数 = 15 日  
 右表より、4週8休相当となる

4週8休相当以上	4週7休相当	4週6休相当
② ≥ 15	② ≥ 13	② ≥ 11
(=① × 0.285)	(=① × 0.250)	(=① × 0.214)

例6 降雨、降雪、猛暑等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含める



① 対象期間内 = 50 日  
 ② 現場閉所日数 = 15 日  
 右表より、4週8休相当となる

4週8休相当以上	4週7休相当	4週6休相当
② ≥ 15	② ≥ 13	② ≥ 11
(=① × 0.285)	(=① × 0.250)	(=① × 0.214)